

鉱業法関係手数料

平成24年1月21日改正

(単位:円)

	通常申請	電子申請
(1) 法第18条第2項の規定により試掘権の存続期間の延長をする者	42,900	40,500
(2) 法第21条第1項の規定により鉱業出願をする者		
試掘権の設定	71,800	68,200
採掘権の設定	112,600	109,100
(3) 法第30条第1項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者		
試掘出願地の増加又は増加及び減少	46,700	45,600
試掘出願地の減少	10,800	10,100
採掘出願地の増加又は増加及び減少	51,500	50,400
採掘出願地の減少	14,300	13,500
(4) 法第39条第1項の規定により鉱業申請をする者		
試掘権の設定	71,900	68,300
採掘権の設定	113,100	109,500
(5) 法第41条第1項の規定により採掘権の設定の申請をする者	112,600	109,100
(6) 法第44条の第1項の規定により鉱区の増減の出願をする者		
試掘鉱区の増加又は増加及び減少	63,200	59,400
試掘鉱区の減少	20,600	17,100
採掘鉱区の増加又は増加及び減少	87,500	83,700
採掘鉱区の減少	24,900	21,400
(7) 法第45条の第1項の規定により鉱区の増減の申請をする者		
試掘鉱区の増加又は増加及び減少	53,600	49,700
試掘鉱区の減少	18,500	15,000
採掘鉱区の増加又は増加及び減少	67,800	64,000
採掘鉱区の減少	22,800	19,300
(8) 法第50条第1項又は第2項の規定により採掘鉱区の分割又は合併の出願をする者	83,400	80,000
(9) 法第51条の2第1項の規定により鉱業権の移転の許可の申請をする者	32,000	28,900
(10) 法第51条の3第1項の規定による届出をする者	27,800	25,600

(11) 法第66条第4項の規定により決定の申請をする者	35,600	33,000
(12) 法第67条の規定による届け出をする者	12,000	11,000
(13) 法第76条第4項の規定により租鉱権の存続期間延長の申請をする者	42,500	40,100
(14) 法第77条第1項の規定により租鉱権の設定の認可を申請する者	72,700	69,000
(15) 法第78条第1項の規定により租鉱区の増減の申請をする者 租鉱区の増加又は増加及び減少 租鉱区の減少	52,600 14,500	49,000 11,000
(16) 法第90条の規定により決定の申請をする者	60,700	58,000
(17) 法第101条第1項の規定により土地の立入又は竹木の伐採の許可を申請する者	13,000	10,400
(18) 法第106条第1項の規定により土地の使用又は収用の許可を申請する者	93,400	90,600
(19) 法第140条第1項の規定により実地調査を依頼する者	50,600	48,300

鉱業登録令関係手数料

平成24年1月21日改正

(単位:円)

	通常申請	電子申請
(1) 鉱業原簿又は閉鎖鉱業原簿の謄本又は抄本の交付 用紙一枚につき	980	750
(2) 鉱区図帳又は租鉱区図帳の謄本の交付 鉱区若しくは租鉱区の面積30ヘクタール 又は河床の延長8キロメートルにつき	2,080	2,050
(3) 鉱業原簿若しくは閉鎖鉱業原簿又はその附属書類の閲覧 一鉱区又は一租鉱区につき	820	490

備 考

手数料は、願書、申請書、届出書、又は請求書に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、電子申請等による場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、現金をもって納付することができる。